



県 章

# 滋賀県公報

平成 25 年 ( 2013 年 )  
1 月 18 日  
号 外 ( 1 )  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

## 目 次

### 監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 ..... 1

### 監 査 委 員 公 告

#### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年 1月18日

滋賀県監査委員	宇 賀 武
"	平 居 新 司 郎
"	山 田 実
"	谷 口 日 出 夫

#### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	水産試験場
監査執行年月日	平成24年4月10日
監査結果報告年月日	平成24年4月20日
監査の結果	<p>職員の不注意により、第2飼育実験棟において水槽用照明器具の過負荷により発火し、水槽1本および配管の一部が焼失したほか窓ガラス等に損傷が発生している。今後は、財産の適切な管理に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>再発防止のため当該職員に対して電気工作物の保安管理の専門家により、電気器具の適切な使い方について指導を行った。また、水産試験場職員全員が参加する常会において、同専門家を招聘して電気器具の適切な使い方について講習を行い、職員に対し周知、徹底を図った。</p> <p>今後も引き続き、職員に対して電気器具の適切な使い方を周知して、再発防止と財産の適切な管理に努める。</p>

監査執行対象機関名	東北部県税事務所
監査執行年月日	平成24年5月22日・7月6日
監査結果報告年月日	平成24年8月1日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて674,575円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>職員の交通安全・事故防止については、毎月開催している職員常会など機会ある毎に注意喚起をしてきた。本件の事故発生後、直ちに所員全員を対象とした交通安全研修を実施したほか、今年度は、長浜警察署の係官を講師に依頼し、交通安全研修会を開催した。</p> <p>今後とも、あらゆる機会に交通安全に心がけるよう注意喚起するとともに、体調管理に心がけ、ゆとりを持って安全運転するよう指導し、交通事故の防止と車両の適切な管理に努める。</p>

